

要回覧

み自発第23-37号の1
令和5年8月20日

み春野自治会 会員各位

み春野自治会 会長
み春野自主防災組織本部長
(指揮・計画統括)

久保山 朋之

初期消火訓練の実施及び出火防止に関するお願いについて

— 大規模な延焼火災が発生した関東大震災から100年 —

会員の皆様におかれましては、日頃からみ春野自治会及びみ春野自主防災組織が推進する防災活動に関しまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、大規模災害発生時には、自主防災組織の一員として、地域における防災活動にお力添えいただくことになる班長及び副班長にご参加いただき、下記のとおり初期消火訓練を実施致します。

また、会員の皆様には、平素からご家庭における出火防止等に関しまして、万全を期していただいているところですが、関東大震災の発生から100年の節目の年にあたるこの機会に、一層徹底いただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 初期消火訓練関係

(1) 日時

令和5年9月24日(日) 11時00分から12時00分頃まで

(2) 実施場所

み春野公園南側の市道に設置されている排水栓周辺(み春野一丁目8番19号先)

(3) 対象者等

ア 班長及び副班長

イ 自治会役員及びみ春野自主防災組織役員

ウ ア及イ以外の会員で参加を希望される方

対象者は10時50分に、み春野公園バスケットコートに集合願います。

(4) 服装等

動きやすく、怪我の防止を踏まえた服装・履物で、ご参加ください。

手袋やヘルメット等は自治会で準備します。

(5) 訓練内容等

ア 花見川消防署員に消火器の取り扱い要領を教示いただきます。

イ 花見川消防署員に排水栓及びスタンドパイプ(放水・消火器具)を用

いて、住民が初期消火を行う際の手順及び設備・器具の取り扱い要領を
教示いただきます。

ウ 排水栓にスタンドパイプを設置して放水を体験いただきます。


(6) その他

ア 荒天時や感染拡大の状況次第では、訓練を中止します。

イ 訓練を中止する場合は、会員一斉メールほかの方法でお知らせします。

ウ スタンドパイプに係る説明動画

訓練の対象者は、事前にご覧ください。

<p>東京消防庁 HP 東京消防庁電子学習室 やってみよう！ 防災訓練？ スタンドパイプの使い方？</p>	
---	---

エ 班長及び副班長には、千葉市が作成した「消火栓・排水栓を使用した
初期消火マニュアル」を配布します。

本マニュアル及び別添え3「み春野地区における消火栓・排水栓等の
設置状況」は、各班の回覧用ファイルに綴り活用並びに引継ぎできるよ
う管理してください。

2 防火・防災啓発関係（出火防止に関するお願い）

(1) 参考としていただきたい啓発資料

ア 住宅防火 いのちを守る10のポイント（総務省消防庁・別添え1）

イ 地震火災を防ぐための主なチェックポイント（総務省消防庁・別添え2）

(2) その他

ア 火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、
防火に対する意識を高め火災予防の対策に取り組むことが重要です。

会員の皆様には、地域ぐるみで取り組む防火・防災対策の推進につい
て、引き続きご理解、ご協力お願い致します。

イ 一般の住宅には、消火器の設置義務はありませんが、消火器は初期消
火に大きな効果があります。住宅にも消火器を備え付けることをお勧め
します。

消火器は、「住宅用」と「業務用」に大別されます。住宅用消火器は、
住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡
単に操作できます。また、本体の色も赤色の指定がないので、いろいろ
なものが選べます。

11月に開催を予定している「秋フェスタ」では、皆様に消火器の使用
方法をご体験いただける機会を設ける予定です。この機会に、消火器の
正しい使い方を身につけておきましょう。

— 住宅防火 いのちを守る10のポイント —

【4つの習慣】

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

【6つの対策】

- 1 出火防止
火災発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置が付いた機器を使用する
- 2 早期覚知
火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 延焼拡大防止
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
- 4 初期消火
火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 早期避難
お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 地域の助け合い
防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

総務省消防庁 HP 住宅防火対策 啓発資料



— 地震火災を防ぐための主なチェックポイント —

【事前の対策】

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）を設置する

【地震直後の行動】

- 1 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 2 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- 3 避難するときはブレーカーを落とす

【地震からしばらくして】（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

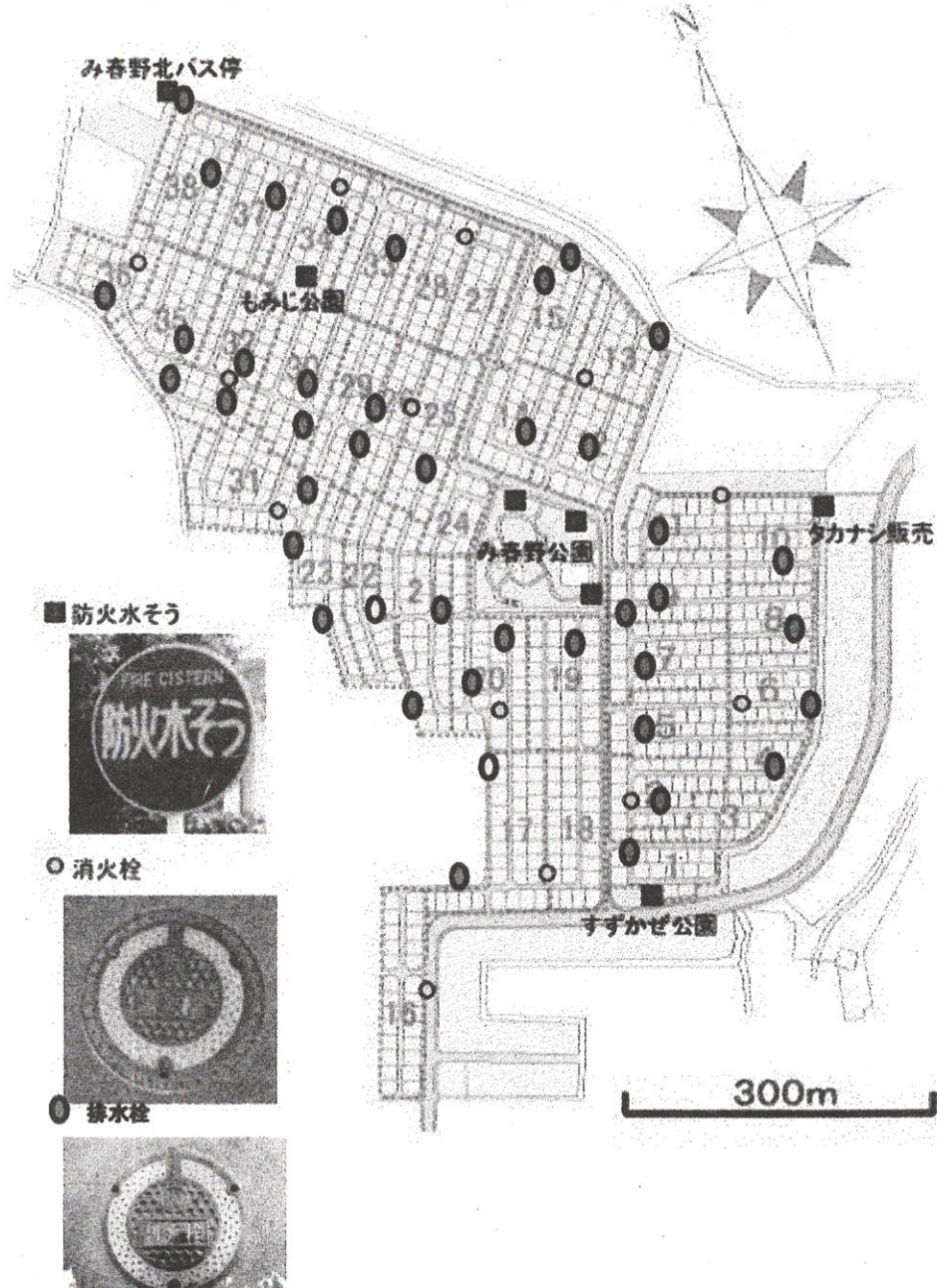
- 1 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- 2 再通電後は、しばらく電化製品に煙やにおいなどの異常がないか注意を払う

【日頃からの対策】

- 1 自分の居住地での地震火災による影響を把握する
- 2 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 3 地域の防災訓練へ参加するなどし、発生時の対応要領の習熟を図る

総務省消防庁 HP 地震火災対策 啓発動画





防火水槽 無圧水利であり消防用のポンプ及び吸管がないと揚水できない。

原則、公設消防（消防署及び消防団）が使用する。

なお、耐震性を有する水槽であれば地震による断水時でも使用できる。

消火栓 有圧水利でありスタンドパイプは使用可能であるが、公設消防が消防ポンプ車を配置して高圧力かつ遠距離に送水したうえで、放水するために使用するものである。原則、住民による初期消火には使用しない。

排水栓 水道事業者が設置した水道の維持管理施設であるが、構造は消火栓と同一でありスタンドパイプを用いた初期消火等に使用できる。

地震による同時多発火災や公設消防力が劣勢となった場合には住民による消火活動が期待されるところであるが、水道施設が被災して断水した場合には、消火栓及び排水栓は使用不能になる。

要回覧

み自発第23-37の2号
令和5年8月20日

み春野自治会 会員各位

み春野自治会 会長
み春野自主防災組織
本部長（指揮・計画統括）
久保山 朋之

防火・防災訓練の実施に伴う車両通行止めのお知らせ

会員の皆様におかれましては、日頃からみ春野自治会及びみ春野自主防災組織が推進する防災活動に関しまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、令和5年7月23日付み自発第23-22号において、今期における「防火・防災訓練」の開催予定をお知らせ致しましたが、この度、宇那谷み春野公園南側道路を使用した放水訓練を実施致します。

つきましては、当該道路は、下記のとおり一時的に通行止めとし、占用致します。

住民の皆様には、ご不便及びご迷惑をお掛けすることになりますが、訓練の趣旨をご理解のうえ、迂回等につきましてご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

記

1 訓練実施日時等

(1) 日 時

令和5年9月24日（日）11時00分から12時00分頃まで

(2) 実施場所等

宇那谷み春野公園南側道路（み春野一丁目8番19号先）周辺

(3) 通行止め区間

別図（裏面）を参照

通行車両に対しては、安全監視員の誘導により迂回いただきます。

また、道路上の水道管理用施設を使用するほか消火用ホースを延長しますので、車両の駐停車についてもご遠慮ください。

(4) 訓練の趣旨

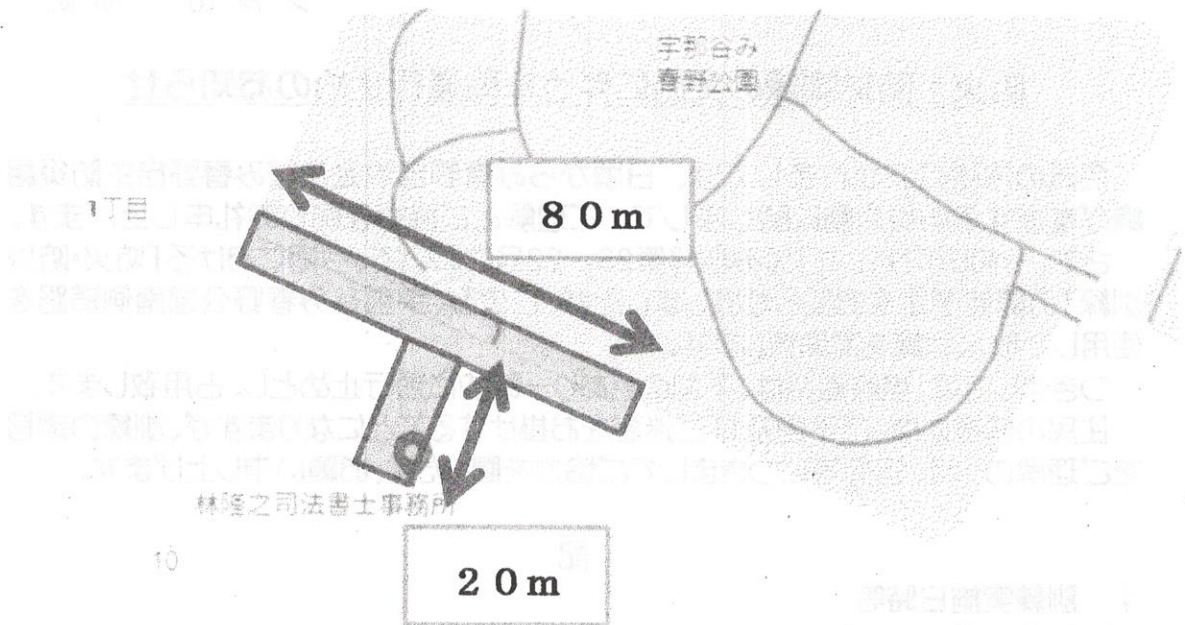
千葉市では、消防車の到着が見込めないような大規模災害発生時等には、自主防災組織が、排水栓から直接放水・初期消火を行うことが可能です。

自主防災組織が排水栓を利用した初期消火活動を実施するために、消火活動に必要な資機材を備えること及び年に1回以上、消防の立会・指導のもと訓練を実施することが必要です。

2 その他

- (1) 訓練には、花見川消防署員と消防ポンプ車が来場します。
- (2) 道路使用に関しては、所轄警察署長から許可を受けています。
- (3) 事前に関係機関（消防署、県企業局水道部、警察署ほか）による現場確認等が実施される場合があります。
- (4) 宇那谷み春野公園南側道路の近隣にお住まいの皆様（17・18・19・20・21・22・23・24・31班）には、本回覧の外、文書の戸別配布により車両通行止めについて、お知らせさせていただきます。

別図 「防火防災訓練に伴う通行止め区間」



車両通行止め日時 令和5年9月24日（日曜日）

11時00分から12時00分頃まで

令和5年8月20日
み自発第23-39号

会 員 各 位

み春野自治会
会長 久保山 朋之

地域活動におけるデジタル化の一層の推進について 【町内自治会向けSNSアプリ利用・登録のお願い】

皆様には、自治会活動の各班にわたりご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、自治会では、これまでも活動内容の透明性を担保するためホームページ上に活動状況を公表している他、一斉メールを活用するなど、デジタル技術の導入を他の町内自治会に先駆け実施してきました。

今般、当自治会は、社会におけるデジタル化の急速な進展や地域活動における課題解決への対応を踏まえ国（総務省）が主導し、千葉市、町内自治会、支援事業者それぞれが連携して取り組む「地域活動のデジタル化実証事業」の参加団体に選定されました。

つきましては、スマートフォンやパソコンから利用可能なアプリを用いた電子回覧板の回付や災害時の安否確認登録などを段階的に展開します。

会員の皆様には、背景等をご理解いただいたうえで、町内自治会向けSNSの利用登録を進めていただきますようお願い申し上げます。

また、千葉市において町内自治会デジタル化推進事業が開始されることから、今後は、ホームページの刷新など一歩踏み込んだデジタル化にも着手することと致します。

記

1 会員の皆様にご対応いただくこと（町内自治会向けSNSの利用登録）

スマートフォン又はパソコンから利用できる町内自治会向けSNSプラットフォーム（小田急電鉄（株）運営「いちのいち」）の利用者登録を済ませてください。

世帯を単位とする登録ではないので、世帯主に限らず会員の方であれば何方（メールアドレスの登録が必須）も登録可能です。

情報閲覧等に伴う通信料は、利用者負担になりますが、利用登録やアプリは無料でご利用いただけます。

2 背景等

スマートフォンなど携帯端末の普及や社会全体のデジタル化が急速に進展する中、その影響は地域活動にも波及しています。

当自治会では、既に役員間や班長・副班長への情報伝達は、原則電子メールに移行するなど、デジタル化に取り組んでいます。

一方、地域活動を取り巻く状況に目を向けると、防災、地域福祉、高齢者やこどもの見守り活動など、新たなニーズへの対応が求められているところですが、担い

手不足や役員の高齢化を理由に存続が危ぶまれ、解散や合併を模索する団体も出現しています。

このような状況の中で、デジタル技術を積極的に活用することで、場所や時間を使わずコミュニケーションや情報共有、負担の軽減による若い世代の活動への参加を促進、ペーパーレスによるコスト削減や環境への配慮、さらには非対面による感染症リスクの軽減など、多くのメリットが見込まれます。

当自治会では、会員の多くが15年後に高齢期を迎えることを見据えて、地域活動の持続可能性を一層高めるためのデジタル化に踏み切ることとします。

3 今後の方向性

千葉市においても町内自治会デジタル化推進事業が開始され、地域活動のデジタル化は既定路線です。

当自治会は、この度、総務省主導の実証事業（別添え1参照）の参加団体として選定されたことから、来年3月までは、実証事業に参画するとともに、令和6年4月以降も一定の間は、試行的な取り組みを継続し、実証事業及び試行の結果（経過状況は次期、通常総会において報告）をもって、デジタルプラットフォームの全体最適化（既存ツールの統廃合を含む。）に取り組むものと致します。

なお、実証事業は、既に開始されており役員及び班長・副班長の利用登録を先行開始しています。

4 その他

- (1) 当面は、従来どおりの紙媒体による回覧等も継続しつつ、デジタル技術の導入により関係各位の負担軽減等が一層軽減されるよう緩やかに移行を進めます。
- (2) 顔の見える関係性の希薄化などデジタル化の弊害が進むことがないよう事務負担の軽減により創出される地域のマンパワーは、人的つながりが一層求められる分野の活動に振り向けるものとします。
- (3) 実証事業については、支援事業者が定める計画に基づき段階的に展開することになりますが、会員の皆様には、利用体験を通じて、ご感想やご意見を自治会に届けていただくことを併せてお願い致します。
- (4) 実証事業で利用する SNS プラットホーム（アプリ）の登録方法等の詳細については、別添え2をご覧ください。
- (5) 町内自治会向け SNS プラットホーム（アプリ）による情報の投稿等にあたり別添え3のとおりルール定めました。

ルール試行期における暫定ルールであり、顕在化した課題や問題に対処するため利用者に事前周知することなく必要な改定等を行います。

なお、将来的には会則の一部として制定します。

自治会のデジタル化に向けた取り組みの推進

会員の皆様には、町内自治会向け SNS プラットホーム（小田急電鉄（株）運営「いちのいち」）の利用者登録をお願いします。

自治会の活動は広範に及び新たなニーズへの対応も求められています。担い手のマンパワーは、対面でなければ対応が難しい取り組みに優先的に充てなければなりません。「顔の見える関係づくり」と「デジタルシフト」は表裏一体です。15年後を見据えデジタル化に着手するものです。

皆様に協力いただくこと

- ・ スマホに自治会向け「SNS」アプリをダウンロードしていただきます。

招待用 QR コード →



- ・ 自治会が発信する「電子回覧板」の閲覧やアプリ上での「安否確認訓練」などに協力していただきます。
- ・ 自治会との情報連絡や実証事業に関するアンケートにも協力していただきます。



当自治会では、千葉市、総務省、支援事業（小田急電鉄）、そして全国 50 の町内自治会がともに参加する実証事業の結果を踏まえて、地域活動に伴う負担軽減や地域コミュニティの持続可能性を高める観点から自治会活動の一層の効率化等に取り組むものとしています。



世帯主に限らず
何方もご利用
いただけます。

本実証事業は、総務省自治行政局が所管する事業です。国から委託を受けた小田急電鉄株式会社が、全国 10 市町村と約 50 の町内自治会を支援し展開しています。

千葉市では、み春野を含む5つの町内自治会が市民自治推進課及び区役所地域づくり支援課とともに、令和6年3月中旬頃まで、効果検証や改善提案につなげるための実証に取り組むものです。

自治会向け SNS プラットホームの登録方法

地域活動におけるデジタル化実証事業に参加しよう！

1 SNS の概要

SNS 名称	町会・自治会 SNS 「いちのいち」
提供事業者	小田急電鉄株式会社

2 推奨環境

利用端末	機種	ブラウザ	OS
スマートフォン	Android	Google chrome	Android9以上
	iPhone	Safari 又は Google chrome	iOS14.0 以降
パソコン	Windows	Google chrome	Windows10
	Mac	Safari Edge	macOS14.0 以上

3 利用期間及び費用等

	～令和6年3月25日	令和6年4月～
プラットフォーム 利用料	国費負担 (自治会負担なし)	自治会負担 ※ 300 世帯毎/月 ¥2,000 又は ¥5,000
通信料等	端末等の利用者が負担	端末等の利用者が負担

※ 令和6年4月以降は、プラットフォームを変更する可能性があります。
プラットフォーム変更の際は、再度、登録をお願いすることになります。

4 登録方法 (スマートフォンの場合)

1	アプリストア等から「いちのいち」をダウンロード
2	招待用QRコードから画面を開き、「はじめる」をタップ
3	「新規登録」をタップ
4	① ご自身の「メールアドレス」を入力 ② あらかじめ用意したパスワードを入力→「登録」をタップ
5	一旦閉じて、メールアプリを開く (迷惑メールフォルダも確認)
6	件名: いちのいちメールアドレスの認証の本文URL をタップ
7	プロフィール登録ページから「氏名」等を順次入力 「氏名」欄には班を続けて入力 例: み春野太郎99班

5 招待用 QR コード



招待用 QR コードを読み取れない方向けには、
一斉メールにより登録用 URL を送信致します。

※ 登録が上手くできないときは、集会所にスマートフォンをお持ちください。
後日、集会所で登録サポートを開催する予定です。一斉メールでお知らせします。

み春野自治会ソーシャルメディア運用ポリシー
(実証事業の参加における暫定版 その1)

1 目的

自治会活動及び地域コミュニティ活動にオンラインによる手段を取り入れコミュニケーションの活性化を図るうえで、ソーシャルメディア利用の順守事項を定めるものです。

2 運営者

み春野自治会

3 運用範囲

本運用ポリシーは、自治会及び自治会と連携し活動する地域コミュニティ活動を1つのグループとみだてて、活動主体間や各活動に参画する会員等との双方向な情報のやりとりを行うソーシャルメディアプラットフォームに適用します。

4 参加者

自治会及び会員（賛助会員を含む。）、自治会と連携し活動する地域コミュニティ及びその参画者

なお、自治会以外の地域コミュニティは、自治会が運営するソーシャルメディアプラットフォームを利用する場合は、その代表者等は、自治会長へ申し出し、自治会役員会における審査及び承認を得るものとします。

5 内容

- (1) 行政による広報及び行政から自治会に提供のあった情報
- (2) 自治会活動に関する情報
- (3) 地域コミュニティ活動に関する情報
- (4) 自治会の会員（賛助会員を含む。）が発信する地域に係る情報
- (5) 災害時の被害状況や安否確認、避難所の開設・運営に係る情報

6 自治会の会員等の利用条件

自治会役員会が別に定めるソーシャルメディアプラットフォームに個人情報その他の事項を登録することに同意し、当該ソーシャルメディアプラットフォーム提供者が定める使用許諾に應じることが可能である方のみが利用できるものとします。

7 コメントの管理

運営者は、SNSプラットフォームに投稿されたコメントについては、必要が認められる場合を除き、原則として返信は行いません。

8 コメントの削除要件

運営者は、投稿内容に関係のない、又は下記事項に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、非表示もしくは削除等の措置を行うとともに、法令に基づいた対応をとる場合があります。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれがあるもの
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩するもの
- (3) プライバシーを侵害するもの
- (4) 特定の個人や団体等を誹謗中傷し、または名誉、信用を失墜するもの
- (5) 特定の団体や人物の秘密に関する情報
- (6) 特定の団体や人物に損害を与えるおそれがあるもの
- (7) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはそれに類似するもの
- (8) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (9) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (10) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
ただし、賛助会員による広告等及び自治会の活動に賛助・協賛するものによる広告等は除きます。
- (11) 虚偽や事実と異なる内容
- (12) 情報源が正確でない噂や噂を流布するもの
- (13) 有害なプログラムや有害なコンテンツへのリンク
- (14) 運営目的と著しく乖離するもの
- (15) 運営者が不適切と判断した情報

9 運用の中止及び掲載情報の削除

自治会が運用するソーシャルメディアについては、自治会役員会の審議により事前に予告なく運用を中止し、掲載情報の削除を行う場合があります。

10 運用ポリシーの変更

本運用ポリシーは、自治会役員会の審議により事前に予告なく変更や見直しを行う場合があります。

11 運用ポリシーの公表

本運用ポリシーは、自治会が運営するホームページ及びソーシャルメディアプラットフォーム上に公開します。

12 知的財産権

ソーシャルメディアプラットフォームに掲載された写真、イラスト、音声、動画、テキスト等の一切の情報に関する知的財産権は、自治会又は原作者に帰属します。

13 著作物の複製・転載

私的利用のための複製、引用など著作権法上もしくは、条約上認められた範囲での使用、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにより表示するライセンス条件により許容される範囲を除き、自治会又は原作者に無断で複製・転載などをおこなうことはできません。

なお、許容範囲内において使用する場合には、出典を明記してください。

14 個人情報の取り扱い

ソーシャルメディアプラットフォームの利用にあたり運営者が取得した個人情報については、個人情報保護法及び自治会の会則その他規約に基づき適切に取り扱います。

15 免責事項

- (1) 運営者は、投稿コメントの管理には、細心の注意を払って行いますが、利用者又は第三者が、ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為について、自治会は、いかなる場合でも責任を負いません。
- (2) ソーシャルメディアで発信された情報に起因して、利用者または第三者が被った損害について、自治会は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿された返信、引用、コメントなどについて、自治会は一切の責任を負いません。
- (4) 利用者間もしくは利用者と第三者間でのトラブルにより利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、自治会は一切の責任を負いません。
- (5) 広告、宣伝等による損害が生じても、自治会は一切の責任を負いません。

16 SNSプラットフォームの提供事業者が定める規約

提供事業者が別に定める規約については、遵守するものとします。

17 その他

利用者への留意事項を別添えのとおり定めます。

別添え

「利用者へのお願い」

(ソーシャルメディアを利用した地域活動における留意事項)

- 1 一度投稿した情報が拡散されてしまった場合、すべてを取り消すことは難しいものです。
投稿情報は、不特定多数の人が見ることができるということを意識して、投稿やコメントしてください。
- 2 写真を投稿する場合等は、他人の個人情報やプライバシーを侵害することのないよう注意しましょう。
- 3 投稿やコメントによる他人への誹謗中傷や根拠のないデマを広げるような行動は控えましょう。
- 4 投稿やコメントにあたり、言いがかりや理不尽なコメントには、反応しないことが一番安全です。煽りにのって反論などしないよう、注意しましょう。
困ったときには、運営者（自治会）に相談しましょう。
- 5 ソーシャルメディアの特性や長所・短所を理解したうえで、上手く活用し地域における繋がりや絆を深めましょう。
- 6 み春野自治会ソーシャルメディア運用ポリシーを遵守しましょう。